

相楽消費生活センターをご利用ください。

啓発用クリアファイルを作成しました！

『消費者市民』を目指そう！

「消費者教育の推進に関する法律」では、誰もがどこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場面で消費者教育を受ける機会が提供されることを定めるとともに、わたしたち消費者が、自分のことだけでなく、家庭や友だち、さらには社会や地球環境のことも考え、自分で情報を収集し、学び考えて行動することを求めています。

わたしたちの消費行動が、現在や将来にわたって、日本や世界の社会情勢、地球環境に与える影響を自覚して行動をする人を「消費者市民」と言います。

わたしたち一人ひとりが「消費者市民」となり、社会や環境のことを考えて行動し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わる社会を「消費者市民社会」と言います。消費生活の学習を通じて「消費者市民社会」の実現をみんなで目指しましょう。

できることから始めてみませんか？

相楽消費生活センターでは「消費者市民社会」を広く知っていただくために「啓発用クリアファイル」を作成しました。ぜひご活用ください。

消費者トラブルで迷ったときや困ったときは、一人で悩まず早めに消費生活センター等にご相談ください。（「消費者ホットライン」☎188（いやや！）番）



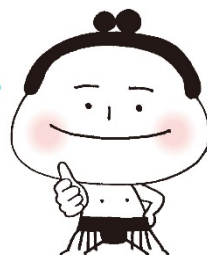
●相楽消費生活センターでは、啓発用クリアファイルの他、高齢者や若年者向け等各種パンフレットもごございます。

●相楽消費生活センターでは、「消費生活出前講座」を無料で行なっています。
ご要望等があればお問合せください。

相楽消費生活センター

(0774) 72-9955

fax. (0774) 72-9933



相談すれば
相楽になる

●相談日/月曜日～金曜日（祝、休日、年末年始を除く）

●相談時間/午前9時～正午、午後1時～4時

●所在地/木津川市木津上戸15番地 相楽会館内